

桑名都市計画生産緑地地区の変更（桑名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
生産緑地地区	約 26.8 ha	合計 178 地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出及び同法第 7 条の規定に基づく農地管理のため位置の指定替えがあった生産緑地について、生産緑地地区の変更を行うものである。